



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年11月10日(金) 第10149号

目次

	ページ
告 示	
○地域森林計画変更計画の案(林政課)	2
○同	2
○同	2
○同	3
公 告	
○土地区画整理事業の換地処分の届出(都市計画課)	3
公安委員会規則	
○交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則(地域課)	3
正 誤	
○令和5年6月30日群馬県教育委員会規則第16号(高校教育課)	3

■ 告 示

◎群馬県告示第288号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、次のとおり西毛地域森林計画変更計画の案を定めた。

なお、計画の案は、群馬県環境森林部森林局林政課、群馬県西部環境森林事務所、群馬県藤岡森林事務所、群馬県富岡森林事務所及び下記包括区域の市町村において公告の日から28日間公衆の縦覧に供する。

令和5年11月10日

群馬県知事 山本 一 太

森林計画区	計画期間	包括区域
西毛	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、 下仁田町、南牧村及び甘楽町

◎群馬県告示第289号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、次のとおり利根上流地域森林計画変更計画の案を定めた。

なお、計画の案は、群馬県環境森林部森林局林政課、群馬県利根沼田環境森林事務所及び下記包括区域の市町村において公告の日から28日間公衆の縦覧に供する。

令和5年11月10日

群馬県知事 山本 一 太

森林計画区	計画期間	包括区域
利根上流	令和3年4月1日から 令和13年3月31日まで	沼田市、片品村、川場村、昭和村及びみなかみ町

◎群馬県告示第290号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、次のとおり利根下流地域森林計画変更計画の案を定めた。

なお、計画の案は、群馬県環境森林部森林局林政課、群馬県渋川森林事務所、群馬県桐生森林事務所及び下記包括区域の市町村において公告の日から28日間公衆の縦覧に供する。

令和5年11月10日

群馬県知事 山本 一 太

森林計画区	計画期間	包括区域
利根下流	令和4年4月1日から	前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川

	令和14年3月31日まで	市、みどり市、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町
--	--------------	--

◎群馬県告示第291号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、次のとおり吾妻地域森林計画変更計画の案を定めた。

なお、計画の案は、群馬県環境森林部森林局林政課、群馬県吾妻環境森林事務所及び下記包括区域の町村において公告の日から28日間公衆の縦覧に供する。

令和5年11月10日

群馬県知事 山本 一太

森林計画区	計画期間	包括区域
吾妻	令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村及び東吾妻町

■ 公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、前橋市から前橋都市計画事業六供土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があった。

令和5年11月10日

群馬県知事 山本 一太

■ 公安委員会規則

交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月10日

群馬県公安委員会委員長 五十嵐 清 隆

群馬県公安委員会規則第10号

交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則

交番の名称等に関する規則（昭和37年群馬県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表前橋警察署の部駅前同の項中「六供町、六供町一丁目、六供町四丁目」を「六供町一丁目、六供町二丁目、六供町三丁目、六供町四丁目、六供町五丁目」に改める。

附 則

この規則は、令和5年11月11日から施行する。

■ 正 誤

○教育委員会規則正誤

令和5年6月30日群馬県教育委員会規則第16号(群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則)

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第10113号	4	上欄	9	同表第1	同表第11

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
